

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和7年9月9日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年9月9日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 斧田 秀明 副委員長 松井 謙昌
委員 中村 直幸 岡野 秀子
西田いく子 辻本 博之
村井 浩二 早瀬 和信
濱地 知英
議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 東條 信也
副町長 村岡 篤 秘書政策課長 小南 考弘
教育長 中道 雅夫 企画担当課長 田中 信幸
政策総務部長 小角 孝彦 総務財政課長 岡本 啓子
まちづくり推進部長 鳥取 勝憲 住民人権課長 小南 紀子
健康福祉部長 木村 厚江 環境農林課長 川久保みのり
地域活性化推進
担当部長 堀内 孝茂
- 6 議会事務局 事務局長 正野 正 書記 山本 夕芽
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
- (1) 認定第3号 令和6年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第4号 令和6年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第7号 令和6年度太子町下水道事業会計決算の認定について
- (4) 議案第27号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件
- (5) 議案第28号 太子町職員の育児休業等に関する条例及び太子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件
- (6) 請願第2号 中国製リチウム電池バスの運行についての住民説明会の実施を求める請願

午前 9時30分 開 会

○**斧田委員長** 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○**田中町長** 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定といたしまして、認定第3号、令和6年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について他2件、条例案といたしまして、議案第27号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件他1件、以上合わせまして、5件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決並びにご認定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○**斧田委員長** 本日は全員出席しておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、決算認定案件3件、条例案件2件、請願案件1件の計6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

それでは、認定第3号、令和6年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○**岡本総務財政課長** おはようございます。

それでは、私から、認定第3号、令和6年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。ファイル名、03_03_01令和6年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてをお開きください。

それでは、256頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額615万4千1円、歳出総額518万5千400円、歳入歳出差引額は96万8千601円となっております。

それでは、歳入歳出続けてご説明させていただきます。

まず歳出ですが、260、261頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額518万5千400円。

1節報酬20万4千円は、管理会委員7名分の報酬でございます。

7節報償費5万3千600円は、下請者67件分の山林下請料の徴収謝礼でございます。

10節需用費1万3千756円は、消耗品費で、財産区内草刈りなどに使用する道具類の購入費です。

11節役務費3万2千547円は、郵便料で6千436円、ため池賠償責任保険で1万3千571円、財産区内への不法投棄に伴う処理手数料で2千530円、同じく不法投棄に伴う特定家電用機器廃棄物リサイクル料で1万10円です。

18節負担金補助及び交付金247万5千848円は、NTT賃貸料下請者交付金として、NTT無線中継所への道路占用に伴う下請者への支払い47万1千765円、財産管理補助として、財産区管理池の草刈り作業に伴う各実行組合等への補助金172万5千800円、山田地区振興補助として、山田消防分団と水利組合へそれぞれ10万円の合わせて20万円、畑地区財産貸付負担金として7万8千283円を支出しております。

24節積立金240万5千649円は預金利子分と令和5年度の決算剰余金を基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては、以上となっております。

続きまして、歳入ですが、258、259頁をお願いいたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額7千761円は、基金の定期預金利子でございます。

2目財産貸付収入、収入済額367万4千595円は、NTT無線中継所への占用道路用地貸付料で218万4千936円、畑地区のゴルフ場への財産貸付料で7万8千283円、山林の下請料で82万850円、関西電力及びNTTの電柱敷地貸付料で25万5千760円、後屋池貸付料で1万円、大日池貸付料で24万円、関西電力工事用土地貸付料で8万4千766円でございます。

2項財産売払収入、1目財産売払収入、収入済額7万3千757円は、大阪府の治山ダム工事に伴う立木伐採分の売払収入でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額239万7千888円は、前年度の決算剰余金でございます。

最後に、基金現在高でございますが、264頁をお願いいたします。

令和6年度末現在高は、前年度と比較しまして240万5千649円増加し、3千917万7千196円となっております。

認定第3号、令和6年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○**斧田委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○**村井委員** 歳出のところの前に、山田財産区管理委員会。管理委員会の目的と、委員さんの役割と、活動内容のところを教えてくださいませんか。

○**岡本総務財政課長** 財産区管理委員会へのご質問でございますが、財産区管理委員会は、地方自治法及び条例に基づいて定められた機関でございます。財産区の財産または公の施設の管理、処分、廃止の中で、条例または協議で定める重要なものについては同意権を持っている機関になっております。活動内容としましては、8月、11月、2月に定例会を行っております。その他必要に応じて臨時会を開催しております。

以上です。

○**村井委員** それで、歳出の261頁のところに出てきています、収集困難物処理というのと特定家庭物機器廃棄物、これは何らかの財産区の管理されているエリアの中でそういうふうな不法投棄物と言ったらいいのかな、そういうのがあったのかなとは推測されるんですけど、そういうところの例えば回収作業、もしくは発見・通報から回収しているようなところは、財産区中心にされているのか役場も一緒になっているかと思うんですけど、その辺のところの日常の状況というのを、もし事例があれば教えてくださいませんか。

○**岡本総務財政課長** 今回歳出のほうに上がっております収集困難物の処理手数料とリサイクル料等なんですけれども、こちらは財産区内の敷地のところに不法投棄がございまして、そちらのほうを回収という形で処分費がかかっております。不法投棄されている

という形で通報のほうがありまして、役員の方と相談し、回収し処理をしたという流れになっております。

以上です。

○村井委員 これはもちろん役場も一緒に共同事業ということで回収、処理を行っているということでよろしいですか。

○岡本総務財政課長 おっしゃるとおりです。

○村井委員 分かりました。

それと、最後にもう一点聞きたいのが、財産区のため池というのがいろいろ、あちこち山田地区にあると思うんですけど、その中で今、財産区所有というところの池で、具体的に現在利活用されていないため池、そういうふうなため池があるのかなのか教えていただけませんか。

○岡本総務財政課長 山田財産区内の管理のため池といいますか所有のため池が、今、13か所という形で、保険のほうを適用させていただいているので、そちらのほうであるんですけども、実際活用といいますと、もちろん水利組合の方がご利用いただいているという部分と、大日池のほうでしたら釣堀をさせていただいているという形になっておりまして、そういう利用をされているというふうに認識しております。

○村井委員 また、管理委員会の皆さんで、ため池のこれからの活用方法というのも1つ、もちろん農業用水、日々の防災的なため池としての本来の防災的な機能というのももちろんあるでしょうし、今、国のほうでもそういうふうな治水といったところに防災の1つ、これから鍵になってくるんじゃないかというようなところのことも、進めていくみたいなおっしゃっていますし、やっぱりそういうところで改めてもしそういうため池があるならば、その後の活用方法をまた検討されたり、また、そういうところで新たな財産収入を得られるとかいうことも検討の一つに出てくるのかなと思いますし、また管理委員会の皆さんでしっかりと、そういうところを山田の財産区のといたところできちんと議論してもらいますようお願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 現在の山田財産区の権利者は何人ですか。

○岡本総務財政課長 山田財産区の権利者というご質問なんですけれども、山田財産区におきましては、山田地区内に居住される方は全て権利者という形になっております。

以上です。

○中村委員 だから、山田地区は何人ですか。

○岡本総務財政課長 すいません。人数のほうは、こちらは把握しておりません。

○中村委員 そもそもが、明治29年明治政府がつくり上げたこの法律そのものが、いわゆる大字とつくもの、いわゆる元々がどなたの持ち物とも判定できないもの、これを大字とつけた。これに対する財産区と名前をつけた。それには当然権利と義務が発生する。こういう中で今までやってこられたと思うんですけど、私たちもかつて財産区の権利者でありながら、その恩恵は受けておりませんが、こういった形が今後続いてくると思われます。ですから、お金の出入りについては行政のほうで管理していますけれども、人間の管理等々がないと、明らかにこれは違法な計算になると思われます。ですので、一応権利者についても、過去をたどってでも探さないと、いずれ問題になるというふうには私は思っておりますけど、その点いかがでしょうか。

○岡本総務財政課長 財産区におきましては、昔からの財産をその権利者でもって保護するという形の制度なんですけれども、そちらのほうで管理会のほうにおいても財産区の今後の運営の仕方でありまして、かた在り方については、検討されていくと思われます。

以上です。

○中村委員 それと同じように、財産区のもの、いわゆる山、田畑、それと池、ほとんどがその地域に入っているものなんですけれども、これもしっかりと明らかに財産区に当たるもの、そういったことについてもお願いしたいと思っております。また、そういったものが分かり次第、お教え願いますようお願いいたします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号、令和6年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

ては、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号、令和6年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○岡本総務財政課長 それでは、引き続きまして、私のほうから、認定第4号、令和6年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。ファイル名、03_04_01令和6年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についてをお開きください。

それでは、276頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は81万7千84円、歳出総額は71万4千822円、歳入歳出差引額は10万2千262円となっております。

それでは、歳入歳出続けてご説明させていただきます。

まず歳出ですが、280、281頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額71万4千822円。

1節報酬20万4千円は、管理会委員7名分の報酬でございます。

10節需用費1千494円は、消耗品費で、除草剤の購入でございます。

11節役務費1万2千224円は、郵便料で3千122円、ため池賠償責任保険の保険料として9千102円でございます。

12節委託料13万2千円は、東谷池の材木伐採と草刈り業務委託料です。

18節負担金補助及び交付金36万円は、9か所のため池に係る水利組合への管理補助金です。

24節積立金は、定期預金利子5千104円を基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては以上となっております。

次に歳入ですが、278、279頁をお願いいたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額5千104円は、基金の定期預金利子でございます。

2目財産貸付収入、収入済額9万3千310円は、関西電力及びNTT、オペテージの電柱敷地貸付料で4万1千670円、新池及び大池の堤貸付料で5万1千640円でございます。

続きまして、3款繰入金、1項基金繰入金、1目春日財産区基金繰入金、収入済額1

8万1千円は、基金からの繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額53万7千670円は、前年度の決算剰余金でございます。

最後に、基金現在高ですが、284頁をお願いいたします。

令和6年度末現在高は、前年度と比較いたしまして17万5千896円減少し、2千131万158円となっております。

認定第4号、令和6年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○**斧田委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○**村井委員** これ、決算書のところの今あった新池というのは春日新池ということによろしいですかね。通称、正式名称はどうなって、春日新池と言われる池によろしいのですか。

○**岡本総務財政課長** おっしゃるとおり春日の新池でございます。

○**村井委員** 私もご近所、周辺にお住まいの方から、新池のちょっとこの暑い季節のやっぱり臭いと景観というかな、水面のところいろいろな草、ごみ、不法投棄のごみが浮いてたり、景観のところ、また、水草のところというようなところの繁殖というところで、ちょっと苦情というのか、これ、どないかならんのかなという声も聞くんですけど、その辺の水質検査もしくはため池の水を抜いたり入れたりといったところの日常の維持管理は誰がされているのか教えていただけませんか。

○**岡本総務財政課長** 春日財産区所有の池につきましては、それぞれ水利組合の方がいらっしゃいまして、そちらに維持管理費という形で補助金のほうをお渡ししております。春日財産区の委員の中にももちろん水利組合から出てきてくださっている方もいらっしゃいまして、春日の新池、宗門池についても水利組合がございまして、そちらの委員の方が水を抜いたりとか、管理のほうを日々行っているという状況です。

○**村井委員** 昔から私たち山田に住んでいる者は、先人からやっぱり乾干という、通称この太子町で言うたらじゃことりという表現でよく言われるんですけども、周辺の自治体でも大きなため池、そういう機能を持つダムでも、やっぱり冬の寒い時期には、水を1回抜いてしっかりと点検して、堤を乾燥した時期に乾かして堤体を強くする、これ昔

からのそういうコンクリートとかそういうふうなのがない時代からの工夫なのかな知恵なのかなと思いつつも、実際、周辺の自治体でも実施されていると。やっぱりそういうところで、冬の乾干というところで、水を抜いていただいて、堤体の状況とか、もしくは水利の開け閉めするような器具の点検とか、また、池の底の状況とか、そういうのをしっかりやってもらうことによって、地域の皆さんのまた防災意識とか、このため池の所在する意味とかよく分かっていただけるかと思うんです。水利担当者の方、また、管理委員会の方だけではなくて、やっぱり地域のその周辺にお住まいの方皆さんでそのため池の重要性とか、逆に危険度、子どもたちにはそういうふうなところの教育にもつながると思うので、またその辺のところも、財産区もしくはそのため池管理者の方に、1回実施してみたらどうですかみたいところで、すぐ効果があるのかないのか分からないですけど、やっぱりそういうところが効果がちよつとずつ、長年続けてたら効果があるのかなと思いますし、またその辺のところ、ご検討を皆さんでしていただけますようお願いください。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 先ほどの山田と同じように、春日のほうの、先ほど質問しましたこと、同じことを春日のほうでもお願いいたします。

○岡本総務財政課長 先ほど山田財産区のほうでもご質問いただきました分で春日財産区でも所有のため池等がございますので、そちらのほうは、また管理会のほうで議論していただくようにさせていただきます。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号、令和6年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号、令和6年度太子町下水道事業会計決算の認定について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○川久保環境農林課長 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、認定第7号、令和6年度太子町下水道事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。

お手元のタブレットにて、03_07_01令和6年度太子町下水道事業会計決算の認定について（全編）のファイルをお開きください。

恐れ入ります。下水道事業会計決算書の10頁をお願いいたします。

まず初めに、令和6年度における下水道事業の概況についてご報告申し上げます。

（1）総括事項ですが、本町の下水道事業は、平成2年1月から管渠の整備に着手し、令和6年度末の認可区域面積は254ヘクタールで、供用開始区域面積は244ヘクタール、下水道処理区域内人口普及率は93.7%となっております。

（2）業務状況ですが、処理区域内人口は1万1千840人、水洗化人口は1万879人で、前年度に比べ52人減少し、有収水量は95万2千789立方メートルで、前年度に比べ、1万4千895立方メートル減少しました。

（3）建設改良事業ですが、ストックマネジメント計画に基づき交付金を活用し、西之口・新池・塚の前・上之町1号・上之町2号・餅屋橋・旭町マンホールポンプ場の自動通報装置の更新工事及び磯長台地区の雨水・汚水人孔蓋工事（汚水蓋36基、雨水蓋16基）を行いました。

1頁めくっていただきまして、12頁をお願いいたします。

（8）経営指標に関する事項ですが、令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は99.47%で、前年度に比べ0.57ポイント改善したものの、健全経営の水準とされる100%を下回っています。また、下水道使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、下水道使用料収入が減少したことに加え、人件費の増加や流域下水道維持管理負担金が増加傾向にあること、下水道使用料徴収事務委託料の増加などが要因となって、前年度比5.28ポイント減の81.9%となっており、事業に必要な費用を下水道使用料収益で賄えている状況とされる100%を大きく下回って

います。

次に、財政面についてご説明申し上げます。

1 頁、2 頁をお願いいたします。

令和 6 年度太子町下水道事業会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第 1 款下水道事業収益は、補正予算額を含む予算額 3 億 4 千 6 9 万 4 千円に対し、決算額は 3 億 3 千 6 8 9 万 4 千 6 5 3 円でございます。

一方、支出の第 1 款下水道事業費用は、補正予算額を含む予算額 3 億 4 千 5 9 7 万 6 千円に対し、決算額は 3 億 3 千 5 5 4 万 5 千 6 4 4 円で、不用額は 1 千 4 3 万 3 5 6 円となりました。

次に、3 頁、4 頁をお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入の第 1 款資本的収入は、予算額 1 億 4 千 3 8 0 万 1 千円に対し、決算額は 1 億 3 千 4 5 2 万 2 千 8 2 2 円でございます。

一方、支出の第 1 款資本的支出は、予算額 2 億 2 千 3 5 8 万 8 千円に対し、決算額は 2 億 1 千 1 5 7 万 7 千 7 0 7 円となりました。

不足いたします額 7 千 7 0 5 万 4 千 8 8 5 円につきましては、当年度分消費税等資本収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5 頁をお願いします。

損益計算書でございます。この計算書は下水道事業の経営成績を表したものでございます。

1 の営業収益 1 億 2 千 8 9 5 万 9 千 5 1 0 円に対しまして、2 の営業費用は 2 億 9 千 9 1 3 万 1 千 5 8 8 円となり、営業損失は 1 億 7 千 1 7 万 2 千 7 8 円となりました。

この営業損失に 3 の営業外収益 1 億 9 千 4 4 万 4 千 4 0 4 円を加え、4 の営業外費用 2 千 1 9 6 万 2 千 5 0 6 円を差し引きいたしますと、経常損失が 1 6 9 万 1 8 0 円となりました。

この経常損失に、5 の特別利益 4 7 5 万 4 千 4 8 4 円と 6 の特別損失 4 0 9 万 1 千 3 8 円を差し引きした結果、当年度純損失が 1 0 2 万 6 千 7 3 4 円となっております。

この当年度純損失に前年度繰越欠損金 9 6 万 4 千 3 0 1 円を加算しました額 1 9 9 万 1 千 3 5 円が、当年度未処理欠損金となりました。

次に、決算附属説明資料についてご説明させていただきます。

最後の頁に記載しております経営指標に関しましてご説明申し上げます。

有収水量は95万2千789立方メートルで、前年度に比べ、約1.5%減の水量となりました。

一般会計繰入金は1億2千613万6千310円となり、前年度比で88万4千468円減少したものの、6千187万6千239円の基準外繰入金を頂戴している状況でございます。

企業債償還金は、令和2年度をピークに減少に転じております。

企業債残高につきましては、令和6年度末で12億7千812万円で、前年度より約8千773万円の減少となっております。

以上、認定第7号、令和6年度太子町下水道事業会計決算の認定についてにつきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○**斧田委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○**西田委員** 太子町で、下水、全ての地域、100%にするということはもう考えていない。

○**川久保環境農林課長** 下水道普及率のご質問かと思えます。ただ、現時点で下水道の普及率なんですけれども、ほぼ市街化区域のほうは工事の認可のほうは済んでおりまして、残りは市街化調整区域というような状況になっております。下水道を入れることに関して100%にすることに関しましては、受益者がある程度いらっしゃらないと費用対効果というものも得られませんので、現在の認可区域内での事業になっていこうかと思われれます。

以上です。

○**西田委員** そんな中で、認可区域やけれども、太井川の裏辺りかな、そこまで延ばすのは中々大変やということで、あの辺りが開発大きくされたらそのときに入れましようかなという話やったのやけれども、それだから、本当だったら下水通ってもいいはずのところ通っていないというところは、そういう何かがない限りちょっと残されるということになるんですか。

○川久保環境農林課長 ちょっと先ほど申し上げたように、やはり人口が少なくて使用料収入が見込めないですとか、土地の形状などで敷設に多額の費用がかかるといったことですとか、そういった総合的に勘案して経営上成り立つような形でということが見込めましたらそういう検討にも入ってこようかと思えます。

以上です。

○西田委員 それで下水道は、水道管よりやっぱり腐食しやすいということではないですか、いろんなものを通るからね。大きいところで、大きい管のところが壊れて陥没して事故とか起こっていますけど、うちはそんな心配はないというような話もあったんですけども、うちで一番古い管でもうどれぐらいになるんです。

○鳥取まちづくり推進部長 本町で一番古い管ですと、ちょうど太子四つ辻の辺り、あの辺が平成の1桁、2年、3年の頃に埋設した管だというふうに聞いております。

○西田委員 太子地区で供用開始というところやからそうかなと思うんですけど、磯長台も言いはったじゃないですか、磯長台はそれでいくとそれより古い下水道管が入っているんですか。

○鳥取まちづくり推進部長 おっしゃるとおりでございます。磯長台に関しては、うちで敷設したわけではなくて、開発で敷設した污水管ですので、それより古い昭和40年後半、50年ぐらいありますか、その辺で敷設した管を使用しております。

以上です。

○西田委員 マンホールの蓋が替わりましたけど、この後また下水道に入っていくと思うんですけど、いつからどんなふうに下水道をいろう予定になっているんでしょうか。そういう予定にまだなっていないのか。

○川久保環境農林課長 管更生の工事に関してかと思えます。磯長台地区の管更生の工事、本年度予定しておりますして、直近で秋ぐらいから管更生工事に入ってくる予定となっております。

以上です。

○西田委員 何かそういう話をしていたら、もう思いっきり掘り返して替えなくても、今いろんな技術があるという話も聞いてたんですけど、どんな感じで進んでいくのか。通行止めで何か、アスファルトとか、水道管も古いところがあったら替えてもらいたいなと思っているのやけれども、いえいえ、下水道だけです、掘り返したところは埋め戻しますけど、道路まできれいにする予定はないですと。どういうふうに進んでいるのか分か

ります、進めるか。

○川久保環境農林課長 下水道の管更生に関しましては、特に道路の掘り起こしというのはございません。いわゆるカメラを入れて管をコーティングするような形の方法を取りますので、今回の磯長台の管更生工事に関しては掘り起こしはないんですが、その後、水道の工事のほうで更にきれいになるというふうな形では聞いております。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 現在下水管が投入されておって、なおかつ接続されてない方、これについての人数とか戸数というのは分かりますか。

○川久保環境農林課長 下水道につなげるけれども、つないでないというところのご質問かと思うんですけど、水洗化率という基準になりまして、決算書の15頁をご覧くださいければと思います。水洗化人口、今、1万879人、いらっしゃいまして、その上の供用開始区域内人口というのがもう整備が済んでいる区域の人口になりますので、1万1,840人の中で1万879人に接続していただいているような状況になります。それを割った数字が水洗化率になります。

以上です。

○中村委員 水洗化率でいってなんですけど、つけないという理由は、どんなものですか。

○川久保環境農林課長 やはり下水道使用料というものがつなぐと発生いたしますので、例えば、高齢者の方など、新たにまた工事費用も発生してまいりますので、そういった経済的なところもあって、つながないというふうなことも聞いております。

以上です。

○中村委員 発言、言い方にもちょっと問題があるかと思うんですけど、いわゆる昔のぼつとんと、現在の下水道をつないだときの費用の差というのはどのぐらいあるんですか。

○川久保環境農林課長 すいません。明確に数字というのは正しい数字が言えないんですけど、浄化槽のままでしたらやはり年に1回浄化槽のメンテナンスの費用がかかってまいります。下水道をつないでいただいたら、そういったものはなくなります、工事費用プラス月々の下水道使用料のほうがかかってくると認識しています。

以上です。

○中村委員 いや、先ほど、いわゆるその費用に対する問題でつないでないんじゃないかというお話だったと思いますので、それがどれぐらいの差があるかということをお聞き

しないと、発言に対してちょっと理解ができないんですけど、そこらをお願いします。

○鳥取まちづくり推進部長 例えですけれども、浄化槽を設置されている方に関しましては、家の中の便利さというのはほとんど変わらないです。トイレも水洗でありますし、くみ取りも必要ございません。ですが、それを、浄化槽を下水道に接続すると、そのまま家の中の便利さは変わらないけど、下水道使用料というのは発生してきますので、そこでやっぱり躊躇される方が何人かおられるというふうに聞いております。

○中村委員 それで水洗化率を下げているというのがほとんどの原因でしょうか。

○鳥取まちづくり推進部長 一概にはそうとは言えません。それも一因であるというふうには認識しております。

○中村委員 ほかの原因というのは考えられませんか。

○鳥取まちづくり推進部長 あと、ほかの原因で接続、本当に先ほど課長が申し上げたように、高齢化で古い家に住んでいるけれども、そこまでお金かけて工事、家の中の工事はやっぱり畳をめくって、古い家によると、結構、台所から全部大工事になる部分もございますので、そこで躊躇される方もおられると思います。

○中村委員 ということは、ある程度の時間が経てば、新しいのに替わっていくという可能性はあるにしても、まだ大分、その方というのはおいでになるんでしょうか。

○鳥取まちづくり推進部長 一概には言えませんが、こちらとしては期待はしております。

○中村委員 ありがとうございます。

○斧田委員長 よろしいですか。

ほかに。

○村井委員 1つ。磯長台で老朽管の入替え、更新といったところで、上水道と同時期にして効率よくといったところの計画で進めていかれるといったところで、磯長台のところからまた太子町内ほかのところでもそういう事業手法で進めていくという、現段階のお考えもしくは計画があるのかなのかを教えてくださいませんか。

○川久保環境農林課長 現段階の工事の予定なんですけれども、ストックマネジメント計画に基づいて工事のほうを進めておまして、今のところその更新工事の予定は磯長台地区が中心となっております。今後、その管渠の法定耐用年数を超えてくるような時期になりましたら、またそのストックマネジメント計画のほうを立てて、更新工事のほうの計画を立てていく予定になっています。

以上です。

○村井委員 1つの箇所と同時にそういうふうな老朽管入替えという作業を進めていくというのはすごく効率的にも、あと費用のところでもいろいろ変わってくるのかなと思いますけど、それをしていこうと思ったら、やっぱり組織同士の、水道企業団さんとの連携というのはすごく、連携と情報の共有というところがすごく重要になってくるかと思うんですけど、今、水道企業団さんとの連携というところがどうなっているのか教えていただけませんか。

○川久保環境農林課長 特に更新工事に関しての連携というところは、今先ほど申し上げたみたいな磯長台地区だけなんですけど、日頃の面に関しましては、やはり下水道使用料のほう、徴収の委託をしているというところであったりとか、あと、下水道の敷設に関しましては、耐震化・免震化というところできていませんので、能登の地震があった関係で、上下水一体化して復旧するというのが重要視されておりますので、そういった耐震化の計画を上下水で一体でつくるというようなことで進めさせていただいたりといった、連携はさせていただいております。

以上です。

○村井委員 1つ、やっぱりその組織間の情報共有というのはすごく重要やと思いますし、太子町だけがこの管古いんですというようなこのことを認識していても、企業団さんにもちょっとそういうふうな太子町にこういう老朽化が進んでいる下水管が横に埋設されているというところの、お互いのところのことがそういうふうに分かっていたら、計画も効率よく立てていきやすいのかなと思うので、またその組織間の連携を密に進めていただいて、これからのそういう特に更新工事、また、日頃の点検もそうですけど、またそんなところもいろいろ、進めやすい状況になるのかなと思いますので、またその辺もしっかりと連携取ってもらいますようお願いいたしますのと、もう1つ、ちょっと確認なんですけど、今ちょっと聞いていて、こんだけやっぱり決算書のボリュームがあるところで、環境農林課でこの下水道事業を専門として取り扱っている職員というのは何人ぐらいで対応しているんですか。

○川久保環境農林課長 専門といいますと、全ての職員が兼務という形になりますので、下水道だけをやっている職員というのはいませんが、予算上は維持管理に係る部分で2名で、工事に係る分で1名、3人を計上しています。

以上です。

○村井委員 これも決算書のボリュームもそうですけど、中の桁もそうですし、やっぱり

事業としては、予算額の大きな1つの太子町の事業だと思うので。その辺のところ、今、専門の職員さんがいてないで皆さんで兼務しながらといったところで、中々工夫して皆さんで力を合わせて、これ太子町の下水道事業といったところに対応してもらっているのやと思いますけど、またその辺のところもしっかりと、安定的な下水道事業を運営、経営できるように組織のほうでもちょっと工夫改善をしていただけたらと思いますので、またしっかりとその辺は協議をお願いしておきます。

以上です。

○松井副委員長 12頁の経営指標に関する事項のところなんですけれども、(8)、そこで、下水道使用料の妥当性を示す経費回収率、これが、100%がいいということなんですけど、令和6年度であれば81.9%と。これについて、5年、6年を書いておられるんですけれども、例えば3年、4年から比べて6年度は大分減ってきているということなのかということ。

それから、下から2行分の今後というところの説明文なんですけれども、適正な下水道使用料の検討という、これが例えば経費回収率が機械的に70%とか、どういった点が、いわゆる適正な下水道使用料の検討ということはちょっと値上げさせてもらうというふうなことかなと思うんですけれども、それが何%ぐらいであればもう早速値上げというようなことの検討に入られるのかということと、下水道接続量の向上、これ接続量を向上させればそれだけ収入が入ると、こういうことなのでしょうか。

それから、ストックマネジメント計画というのは、太子町独自で定められているこの下水道ということに関する計画ということなんですしょうか。

ちょっと幾つか急いで説明しましたけど、この点についてちょっと若干お願いいたします。

○川久保環境農林課長 すいません。幾つかあったので、抜けていたらおっしゃってください。すいません。

下水道使用料の経費回収率の経緯なんですけれども、お配りさせていただいております全編の資料の最後の頁の経営指標に図示させていただいております。企業会計を導入しました令和2年からの、真ん中のグラフになりますが、折れ線グラフで経費回収率のほうの経過のほうをお示しさせていただいております。令和2年から令和4年の3年間に関しては若干よかったですけれども、やはり物価高騰等もございまして、近年は下向きみというような推移をたどっております。

適正な下水道使用料の検討というところなんですけれども、本来、下水道事業は維持管理費、資本費含めまして、下水道使用料で運営していくというのが原則となっておりますので、100%が本来適正な、経費回収率が100%というところを求められるところなんです。ですので、下水道使用料も、維持管理費等を賄えるように100%にするまで上げるというのが適正と言われているんですが、実際問題、今81%ですので、逆算しますと20%近く上げないといけないというような形になってまいりますので、ちょっとそこは現実的ではないかなというふうに思っています。ですので、どうしても収入としましては、下水道使用料を上げざるを得ないといえますか、そこしか収入源がございませんので、そこは検討していく必要はあるんですけれども、近隣の市との状況ですとか、上昇率のバランスなどを考えて検討していきたいというふうに考えています。

あと、下水道接続率の向上の件なんですけれども、委員おっしゃるとおりに、下水道接続が進みますとそれだけ下水道使用料が入ってまいりますので、そこは収入の増につながります。

以上です。

すいません、ストックマネジメントの件、1件抜けていました。

ストックマネジメントなんですけれども、施設管理の計画自体は太子町のものを、計画をつくるんですけれども、策定にあたりましては、富田林市、南河内郡の3町村の4市町村でストックマネジメント計画のほうを共同でつくっておきまして、そうすることによって経費の削減が図れますので、4市町村で合同でつくっております。

以上です。

○**斧田委員長** 松井副委員長、質問は1個ずつというふうな形でまた対応をお願いできたらと思います。では、引き続いて。いいんですか。以上で結構ですか。

ほかにございませんか。

○**村井委員** ちょっと確認なんですけど、今、太子町で総合計画、また都市マスタープランといったところで、産業を誘致するゾーンとかいうところで力を入れていくというところ、また、もう計画が、工場なんか、事業者が決まって、これから工事に入っていくのかな。その辺で、上の太子みかん園の府道香芝太子線ですかね、のところの下水管の敷設の状況というのを教えていただけませんか。

○**川久保環境農林課長** 現時点では敷設のほうをされておられませんので、今後、認可区域の中に入れていくという計画を今、検討しております。

以上です。

○村井委員 認可区域というところと言えば、具体的に言うと、上の太子みかん園の正面の入り口というかT字路の交差点、そこからまだ奈良屯鶴峯を向いてずっと、太子町が埋設していく、設置していくということでしょうか。

○川久保環境農林課長 委員おっしゃるそのT字路のところまで、そこまでの敷設を本町でやっていくというような、認可はまだですけども、そういった計画です。

以上です。

○村井委員 たしかゾーンにしてはその先も総合計画都市マスタープランには囲みの中でそういうところもあったのかなと私は認識しているんだけど、その先は、また進めていくという計画は現段階ではあるのか、また、その先に進めていく予定はあるのか教えていただけませんか。

○鳥取まちづくり推進部長 委員おっしゃるように、そのT字路からちょうど東側、奈良県に向いたほうですけども、まず、一旦水道が、今ちょうどT字のところまで来ております。ですから、水道もまだ先に行っていない状況でございますので、将来的には検討すべきことかなと思うんですけど、現段階ではそこまでというふうには考えておりません。

○村井委員 どこの自治体見ても、やっぱり企業誘致、また、そういうところのことを進めようとしたときには、その公共インフラの先行投資、先行整備というのが、かなり重要になってくると思うんです。ちょっと前まではよくあった進出事業者さんで負担をお願いしますというところのこともよくあったみたいなんですけど、そういうことを言っているのは企業誘致は進まないよという時代になってきているので、やっぱりそういうところでしっかりと計画プランというようなところで、そういうエリア、区域にしていこうとするならば、やっぱり先行してそういうインフラ整備も必要になってくると思います。事業者さんに見てみたら、やっぱり予備的に調査に入らはると思うんです。入ってなくて、うちとこ、工場ここに建てたいけど、下水管通ってないなというのがね。どないするのやろうかと、決まってから急激に掘るのかなみたいだね。そういう不安要素があれば、どうしてもそういうところは事業者さんに見れば、二の足を踏んでしまうということもあると思うので。計画プランに沿ったやっぱりそういう整備というのは必要だと思うので、またその辺も、財源的なところのこともありますし、そういうところのこともしっかりと検討して進めていただきますようお願いしておきます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 住民さんからの声もちょっとあったんですが、マンホールが、通常、面一ちょっと高いぐらいで、マンホールがあると思うんですけども、それが下がっている。どうしても年配の方々がそこを歩いたときにつまずいているということを何件か聞いているんです。現状、今なぜそういう形になっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○鳥取まちづくり推進部長 正直、マンホールと申しあげても水道であったりとか下水であったりとか、NTT、関電いろいろ様々ございますが、原因としては、いわゆる、周りの舗装が傷んでくるということが一番原因があるかなというふうに思われますが。

○辻本委員 段差になっている、今後、その復旧というか老朽化を対応していただくことはできるのでしょうか。

○鳥取まちづくり推進部長 個別の案件になりますので、そのマンホールの周りの舗装が傷んでいけば当然直していく部分になります。今、磯長台でやっているのは、マンホール蓋自体が耐久年数を過ぎていたので替えていっているということですので、また、ちょっと種類が違うかと思います。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 下水道は本来使用料で賄わなければならないと言うけれども、できへんのがもう分かり切った工事を進めてきて、それで行くのであったら下水道を延ばされへんかったと思うんやけれども、やっぱり環境問題もあって、下水道がこれだけ普及してきたと思うんです。今、費用対効果とおっしゃるのであったら、本当に府道の166号線、あそこに水道管、インターができるときに、水道、ここに企業がたくさんやってくるんです、企業誘致するんです。だから水道管を入れますと。いや、そんな太い水道管、要る。まだ何も見えてないやんと言いながら、いえ、将来的にと言うて、水道管割にごっついのを入れたと思うんですけども、下水道も今そういう話が出ているということであるならば、いや、私はやっぱり、自分たちがお金出して下水道に関わったと企業が思えば、そうおいそれともうもうからへんからやめとこうと、この場所よりいいところへ行こうと言わへんと思うんです。そういう意味では全て準備して、さあどうぞという形で、費用対効果としてそれが見合っていると思って、それを進めようと思っているのかどうか、お聞かせください。

○鳥取まちづくり推進部長 確かに委員おっしゃるように先に先行でインフラを整備して

あるところで企業に来てもらうというのは、一番理想とはなるんですけども、やはり、必ずしも来るというのがやっぱり保証できないとなかなか進めないところもありますし、その辺は、企業さんも一応うちに相談とか来ますので、それと相談しながらちょっと計画は進めていっているような感じでございます。

○西田委員 だから、ちゃんと考えて、捕らぬタヌキじゃないけれども、ここに来てもうたらいいなではしないということですね。

○鳥取まちづくり推進部長 おっしゃるとおりです。ある程度全体を考えながら、何でもかんでも入れていくというわけではございません。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第7号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号、令和6年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午前10時36分 休 憩

午前10時45分 再 開

○斧田委員長 それでは、再開いたします。

休憩に引き続き、次に、議案第27号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○小南住民人権課長 それでは、議案第27号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

お手元のタブレットで、ファイルは05_27_01太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件、こちらでございます。

まず、今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本町条例において公費負担に係る限度額を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、ご説明させていただきます。ファイルの3ページ目、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第8条。選挙運動用ビラ作成の公費負担額の限度額は、ビラ1枚当たりの作成単価の限度額を7円73銭から8円38銭に改めるものでございます。

次に、中段、第11条。選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額は、ポスター1枚当たりの作成単価の限度額を541円31銭から586円88銭に改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、1頁お戻りいただいて、改め文をお開きください。附則でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第27号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、太子町職員の育児休業等に関する条例及び太子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○小南秘書政策課長 皆さん、お疲れさまです。

それでは、私のほうから、議案第28号、太子町職員の育児休業等に関する条例及び太子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

本改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されることを受けまして、本町の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、データの5頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係でございます。太子町職員の育児休業等に関する条例について改正を行っています。

第19条第1項は、部分休業を取得できない職員を考慮する条件から、勤務日ごとの勤務時間が削除されたことによる改正でございます。

第20条第1項から第3項は、これまでの部分休業が地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の第1号部分休業に規定され、勤務時間内において勤務時間の開始または終わりにかかわらず、30分単位で1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができるようになったことに伴う改正でございます。

続きまして、次頁、6頁目をお願いいたします。

第20条の2から7頁目の第20条の5につきましては、新たに第2号部分休業が追加されたことによる改正でございます。改正内容としまして、第2号部分休業は、基本1時間単位で、毎年4月1日から翌年3月31日までを請求期間とし、1年につき、常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間を上限に請求できる旨を規定しております。

なお、法改正により、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢が、3歳に達するまでから小学校就学の始期に達するまでに拡充されたことに伴う所要の改正も行う予定としております。

第21条及び第22条は、新たに育児休業法の適用条文を引用するため、所要の改正

を行うものでございます。

以上が第1条関係の改正となります。

続きまして、8頁目をお願いいたします。第2条関係でございますが、太子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

第15条第1項は、引用している条文の項ずれに伴う改正を行うものでございます。

第16条の2は、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、育児休業制度の情報提供に併せて、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供、及びその制度の利用に係る意向確認などを行い、その意向に配慮する旨を新たに規定するものでございます。

第16条の3は、条文の追加及び文言整理に伴う改正でございます。

恐れ入ります。4頁目にお戻りください。

附則でございます。

第1条、この条例は令和7年10月1日から施行することとしております。

第2条は、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の上限を、常勤職員については38時間45分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間とする経過措置を設けているものでございます。

以上で、議案第28号、太子町職員の育児休業等に関する条例及び太子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○**斧田委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○**西田委員** これは、育児休業が男性も女性も正規職員も非正規の職員もみんな取れるということですか。

○**小南秘書政策課長** 委員おっしゃるとおりでございます。

○**西田委員** もし子どもそうやって育てるのに、そこが分からないところなんです。女性が取ったら男性は取られへんの。男性が取ったら女性が取られへんの。両方取っていいの。

○**小南秘書政策課長** こちらにつきましては、配偶者の出産等に伴うものであったりとか、ご自身のお子さんの育児に係る休業という形になりますので、男性、女性問わず、実際

に育児をされている方が取得できる形になります。

○西田委員 だから太子町でも、役場の職員さんで男性、女性がいたら、2人とも取ってもいいということなの。

○小南秘書政策課長 例えば太子町の役場内に夫婦で勤務していて両方同時についてことですか。取得できます。大丈夫です。

○西田委員 働き方、これ、企業だけなのかな、太子町でもそうなるのかな。複数の働き方も選べるということで、何か、こっちには来られへんけどという。テレワークで補うということもできるんですか。

○小南秘書政策課長 育児休業の形とは別で、就業の形としてテレワークをという形になると、今現在、うちのほうでも例えばオンライン会議の出席であったりとか、研修とか、そういう形のケースの中で、テレワークで受講しますとか会議に参加しますというような形での運用というのは行えますので、そちらのほう、テレワークの形での勤務という形も取っていただけます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 育児休業のところで取得、これ、育児休業の制度の改正に伴ってね、育児休業の取りやすい環境整備って必要やと思うんです。その辺の組織としての職場環境の改善と言ったらいいのか、そういう職員で認識を持ったり、そういうふうなところのことは必要やと思うんですけど、その辺のところはどのようにお考えですか。

○小南秘書政策課長 今回の条例改正のほうでも含まれています、太子町の職員の意向を確認して、その意向に沿った形で配慮しなければいけないという形になってございます。委員おっしゃられますように、先日来から、度々、議題というか課題として申し上げさせていただけます人材の確保であったりとか育成、あと環境整備、職場の環境の整備という形につながる形にはなると思うんですけども、実際休業される職員がおりましたら、開庁時間の中でその職員は帰宅するという形になりますので、残った職員のほうがその窓口対応であったり、電話対応というのはおのずと負担していくような形になってございます。ですので、こういう制度が多様化しまして、いろんな選択が出てきまして、いろんな形で職員が働き方の形を選べる形になってきていますので、それに対応できるような組織づくりといいますか、その辺りは人材の育成・確保、あと、業務の改善であったりとか、先日来もご指摘いただきましたDXの推進、こちらは他課との調整も必要になってくると思うんですけども、そういった形ものは常に検討していき、よ

りよい組織というか、環境のほうをつくっていく必要があるのかなというふうに認識しております。

○村井委員 育児休業を取っていただいて、休暇、お休みいただいています。ただ、太子町役場では、実務としての業務はずっと粛々と進んでいくわけです。お休みになったら、そのねってゆうたところも取りにくい、取得しにくい、休暇を取得しにくい環境の一つにもなる可能性もあるでしょうし、また、その後、お休みされた職員の方が担当していた仕事が特定の職員に集中するというふうなことになるように、組織でしっかりとサポート、カバーするというふうなところのことをしっかりと、これ研修も含めて進めていかんと中々この制度もうまいこといかへんのと違うかなというところもありますし、大前提としては限られた人数で、正直歯を食いしばって頑張っているような状況やと思うので、その辺のところはしっかりと研修、またそういうところで職員の皆さんで情報の共有も必要やと思う。この制度に対する理解も深めていくというのも必要やと思いますし、その辺のところもしっかりと進めていただきますようお願いして、本当に太子町の福祉の向上のために寄与するようなこの休暇制度になるように期待しております。お願いします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第28号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、太子町職員の育児休業等に関する条例及び太子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、請願第2号、中国製リチウム電池バス運行についての住民説明会の実施を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

○西田委員 露口博司氏、山田幸彦氏から出されました請願第2号、中国製リチウム電池

バス運行についての住民説明会の実施を求める請願について、ご説明いたします。

紹介議員は、私、西田いく子、岡野秀子です。

紹介議員として、この趣旨を読み上げて説明と代えさせていただきます。

中国製リチウム電池バス運行についての住民説明会の実施を求める請願。

趣旨。

万博後に導入予定の中国製EVバスの運行経路は太子町報に案内はあるが、その他の事項、現在、太子町内を走るのってこバスや金剛ふるさとバスの路線や便数の改善が求められる中、そもそも上ノ太子から河南町まで走る路線が必要なのかとの声が多くあります。問題なのは太子町の公共交通であるにも関わらず、議会や住民の頭越しに大阪維新が強引に進めていることです。このままではなし崩し的に導入されてしまいます。よって、以下の点についての住民説明会の実施を求めます。

1、バスの台数は増えるのか、2、払い下げは無償なのか有償なのか、3、運行本数は増えるのか、4、無人運転なのか（インフラ整備、人件費、運転手報酬に関わるから）、5、初期投資や年間ランニングコストは幾ら計算しているのか、6、中国製リチウム電池バスは危険であることは承知の上か、7、昨年10月に住民からの問い合わせに決定事項であるとの返事は本当か、8、その他。

以上、説明とし、提案するものであります。ご議決いただきますよう、お願いいたします。

○斧田委員長 それでは、本請願の取り扱いについて、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立4名・反対4名）

○斧田委員長 起立4名、反対4名で、委員長を除いたただいまの出席委員は8名でございます。同数でございます。

委員会条例第15条の規定により、委員長において本件に対する裁決を行います。

本件について、委員長は不採択といたします。

よって、請願第2号、中国製リチウム電池バス運行についての住民説明会の実施を求める請願は、不採択とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は終了いたしました。よって、これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもご苦労さまでした。

午前11時06分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 斧 田 秀 明